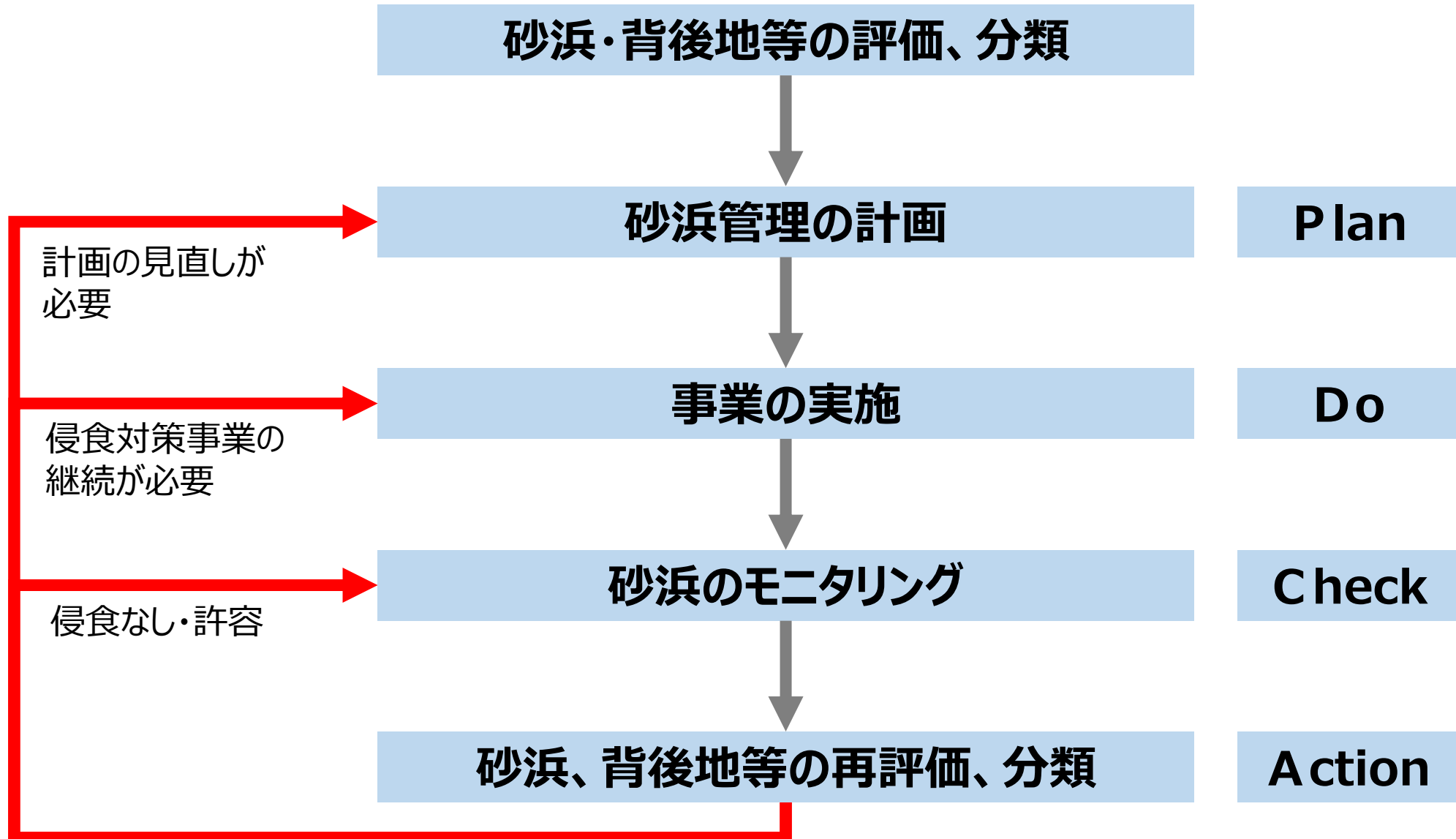


# 砂浜管理の枠組、砂浜の類型化（案）

- P 計画→D 実施→C モニタリング→A 再評価といった PDCA サイクルによる順応的管理を砂浜管理の枠組とする。



## 砂浜の分類

侵食対策事業を行っている砂浜

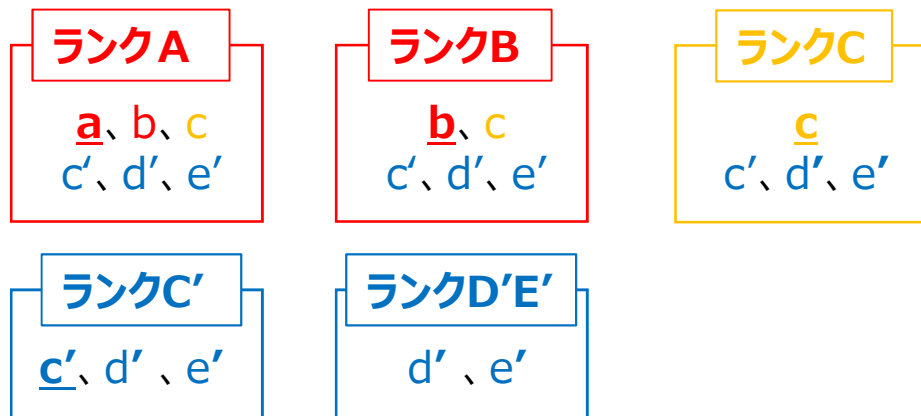
- a : 極めて侵食が進行しており、かつ、背後地の重要度の高い砂浜
- b : 侵食が進行しており、かつ、背後地の重要度の高い砂浜
- c : 一旦侵食が進行したが、海岸保全施設により回復・安定しており、かつ、背後地の重要度の高い砂浜  
(事業後、養浜や「回復・安定」把握のモニタリングを行っている砂浜を含む)

侵食対策事業を行っていない砂浜

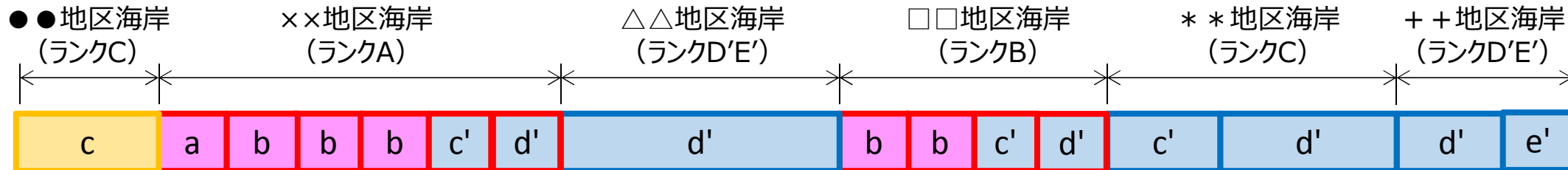
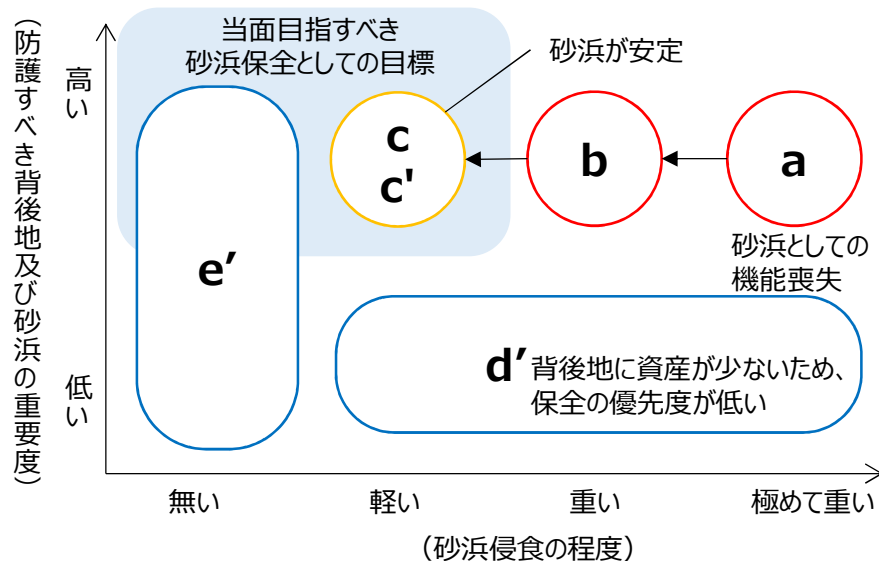
- c' : 一定幅で安定しており、背後地の重要度の高い砂浜
- d' : 背後地に資産が少ないため、保全の優先度の低い砂浜
- e' : 広大な幅で安定している砂浜

## 地区海岸の分類

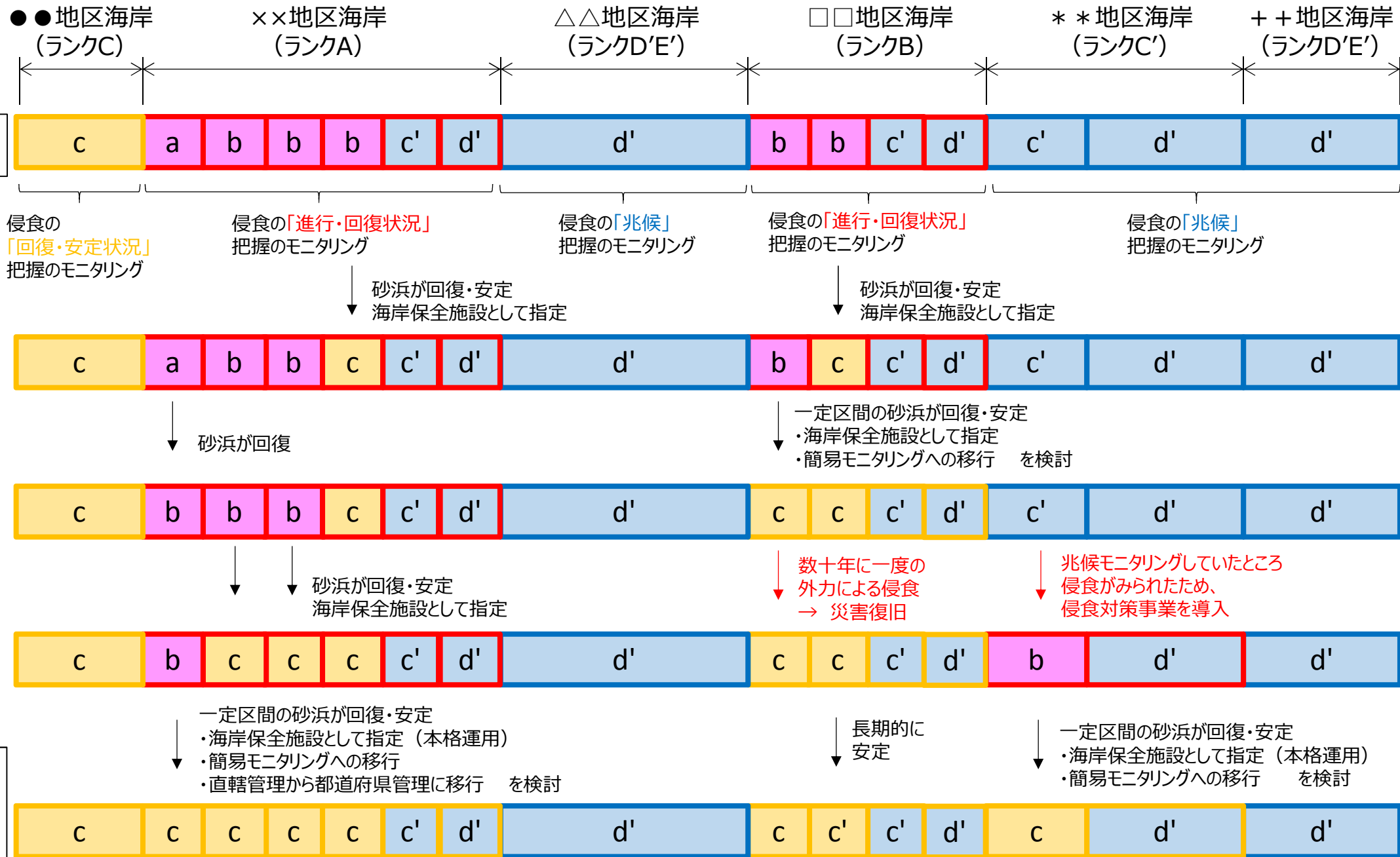
※ 最も侵食の程度等が大きい砂浜の分類により地区海岸を分類



イメージ図のため枠線で表現しているが、明確な閾値があるわけではない



## ■ 順応的な砂浜管理を実施し、当面の目標として、砂浜cへの移行を目指す



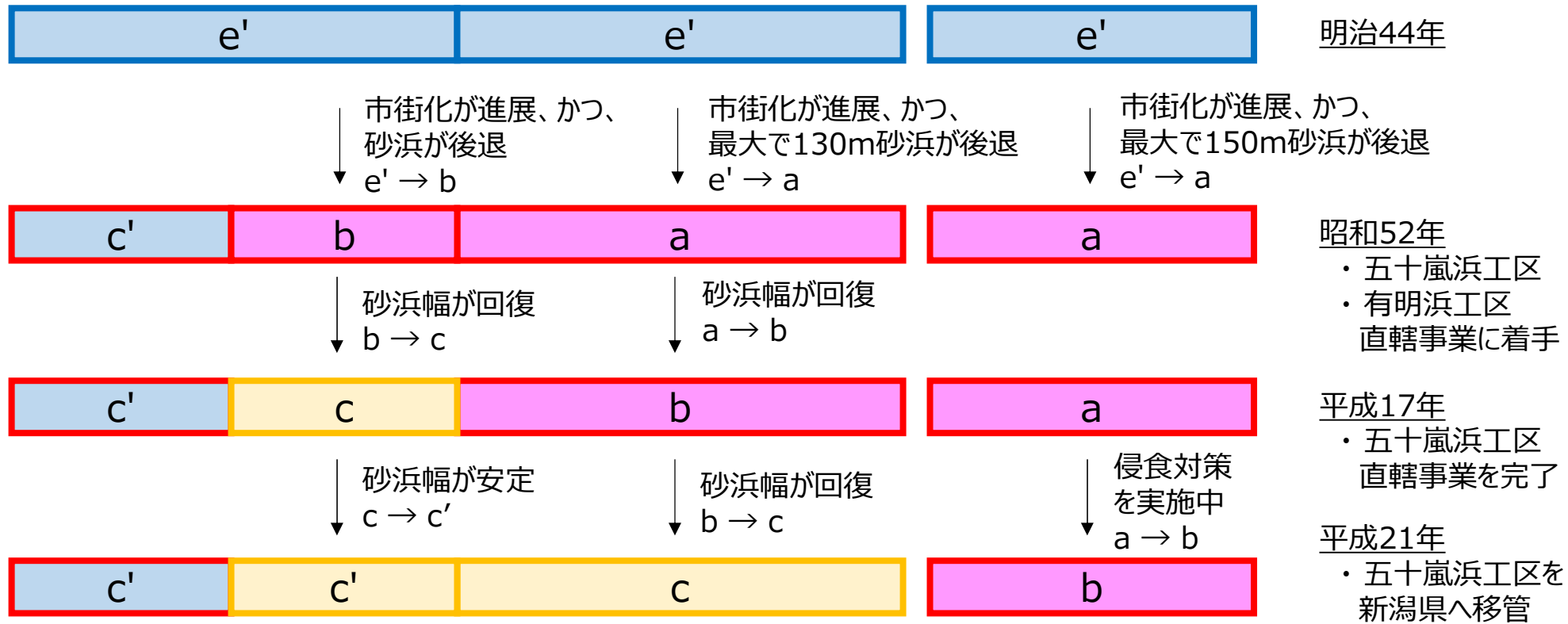
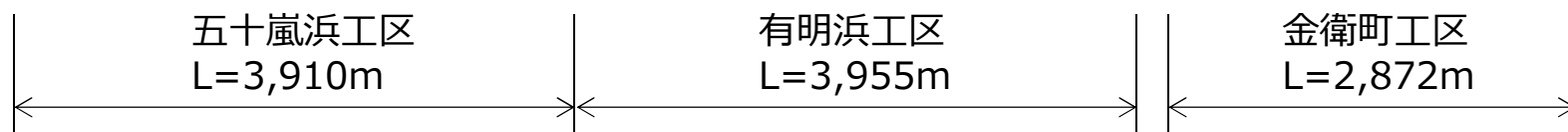
# 砂浜海岸の分類に応じた管理の事例（新潟海岸）

- 新潟海岸では、侵食によりランクe'→a・bに移行※したため、直轄侵食対策事業を実施し、砂浜幅が回復・安定しランクa・b→c'に移行した五十嵐浜工区について、新潟県に移管

※ 明治44年時点では当該海岸背後地は、ほぼ未利用地であったが、昭和52年には市街化が進展



← 明治44年汀線  
 ← 昭和52年汀線  
 ← 平成19年汀線



## ■ 海岸保全施設維持管理マニュアルでは、海岸保全施設の一定区間の中を変状ランク分け (a~d) し、最も変状が進展している箇所を代表箇所として評価 (A~D) している。

表-5.4 砂浜に対する評価

変状現象	変状のランク (確認される変状の程度)			
	a	b	c	d
必ず実施する項目 侵食・堆積	侵食により基礎工が浮き上がり堤体土が既に流出している。 侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している。 施設の防護機能が損なわれるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。	施設の防護機能が将来的に損なわれると想定されるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。	汀線の後退もしくは浜崖の形成が認められる。	わずかな変状がみられるか、変状なし。

注1) 点検の対象とする砂浜は、変状が生じた場合に堤防と護岸の安全性が損なわれると判断されるものとする。

注2) 1回の時化による侵食幅に限界値が設定されている海岸では、限界値を参考に変状ランクを判定し、設定されていない海岸では、約20mを1つの目安とできるとの研究成果があるため、参考にするとうい。

(2) 海岸保全施設は、長い延長の一箇所でも破堤すると他の箇所が健全でも防護機能を確保できなくなるため、施設の一定区間の中で最も変状が進展している箇所 (スパン) の部位・部材の変状ランクを代表値とすることを基本とする。

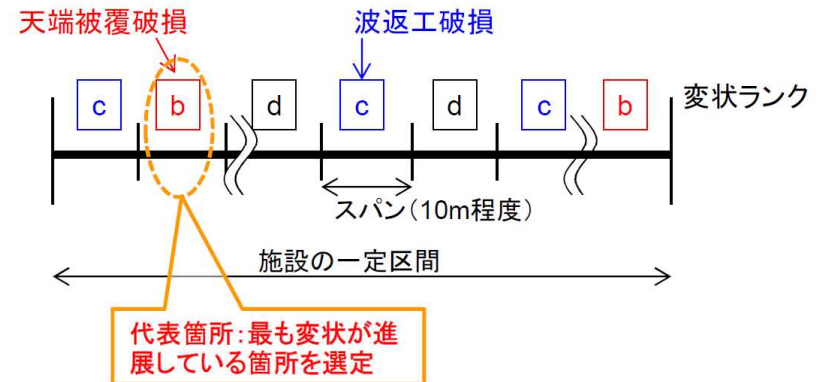


図-7.3 施設の一定区間における変状ランクの整理イメージ

海岸保全施設維持管理マニュアル (H30.5) 抜粋  
P52 (左図)、P86 (右図)

# (参考) 天竜川流砂系における総合土砂管理計画 概要

- 各海岸とも養浜と最小限の構造物との組み合わせにより、防護上必要な浜幅の維持を図る。
- 養浜材には、同じ流砂系である天竜川の河床掘削土を利用する。(当面30年 12万m<sup>3</sup>/年)

